

「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」に基づく
合法性確認木材等の普及に向けた家具・紙等の物品の
製造、加工、輸入、輸出又は販売に関するガイドライン

令和6年6月28日

経済産業省

林野庁

国土交通省

ガイドラインの意義

地球温暖化の防止、自然環境の保全等に資することを目的として「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」（以下、「クリーンウッド法」という。）が平成29年5月20日に施行され、一部を改正する法律が令和5年5月8日に公布されました（令和7年4月1日施行）。

クリーンウッド法の対象となる物品は、クリーンウッド法第2条第1項で「木材及び木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品であって主務省令で定める」と規定しています。対象物品については、その原材料となっている樹木が合法に伐採されたものかを確認するなどの取組が求められますが、これまでも「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（以下、「グリーン購入法」という。）の対象物品においてはすでに合法性の確認等の取組がなされていたことから、この政府調達における取組を民間取引にまで広げるとの観点に基づき、「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律施行規則」（以下、「施行規則」という。）にグリーン購入法の対象物品を中心に定めておりました。法改正に伴う施行規則の改正では、国際的な規制の整合性の観点から、欧州の「森林破壊防止のためのデューデリジェンス義務化に関する規制（EUDR）」における対象品目等を基に対象物品を改めて検討し、新たに「戸及びその枠」を対象物品として追加しました。また、多くの部材・部品で構成される家具のうち、クリーンウッド法の対象物品となるものを、改正後の施行規則において「主たる部材に木材を使用したもの」と規定しました。

このような背景を踏まえ、これまで、関係業界団体等にご協力いただき、クリーンウッド法に基づく取組が円滑に行われるよう、「家具」の具体的な対象物品の定義や解釈などに関する理解を促進するため、「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」に基づく合法木材の普及に向けた家具に関するガイドライン」を策定しておりましたが、今般、法の対象物品のうち、木材を除いた家具・紙等の全ての物品を対象に、定義や解釈を定めた「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」に基づく合法性確認木材等の普及に向けた家具・紙等の製造、加工、輸入、輸出又は販売に関するガイドライン」に改定することとします。

本ガイドラインでは、具体的な対象物品となる家具・紙等を例示し、クリーンウッド法の運用に際しての考え方を示すことで、家具・紙等の業界団体及び事業者（製造事業者・輸入事業者・部材製造事業者等）のみならず、小売事業者にも理解・共通認識を得ること

により、家具・紙等における合法性確認木材等の普及を促進することを目的としています。

なお、本ガイドラインに示す対象物品となる家具・紙等の定義などについては、法令の運用状況を踏まえ、必要に応じて見直しの検討を行うこととしています。

事業者をはじめとする関係業界の方々におかれましては、家具・紙等における合法性確認木材等の普及の促進を図るための取組に努めるようお願いいたします。

本ガイドラインで説明している木材関連事業者の定義

グリーンウッド法の対象となる木材関連事業者の定義はグリーンウッド法第2条第4項のとおりです。

国内において最上流に位置する事業者（樹木の所有者から直接丸太を譲り受けて上記の事業を行う場合や、木材、家具・紙等やその中間材を輸入する事業を行う場合等）は第一種木材関連事業者となり、取り扱う木材等についての合法性の確認、記録の作成及び保存、情報の伝達が義務付けられています。それ以外（国内の他の事業者からこれらを譲り受けて行う事業）は第二種木材関連事業者となりますが、消費者への販売を行う小売業を行う者も今回の法改正により第二種木材関連事業者に含まれることとなりました。

本ガイドラインは、家具・紙等に関する木材関連事業者のうち、木材を家具・紙等に加工する事業、家具・紙等を輸入、輸出、販売をする事業を行う者を対象として作成しています。

なお、建材・戸等を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業者向けの説明は、本ガイドラインでは取り扱いません。

対象物品の解釈と具体例

1. 木材の定義等について

グリーンウッド法において、「木材」の定義は以下のとおりです。

（1）木材

グリーンウッド法において、木材は合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する基本方針（以下、「基本方針」という。）一の2に規定しており、以下のとおりです。

- ① 素材

- ② 板材、角材及び円柱材

- ③ 単板、突き板及び構造用パネル（OSB）
- ④ ②、③又はこれらに類するものを接着等して製造されたもの（合板、単板積層材、集成材、直交集成板、たて継ぎ材等）
- ⑤ のこくず・木くず（棒状、ブリケット状、ペレット状等の形状に凝結させてあるか否かを問わない）、チップ及び小片

（２）木材の定義から除かれるもの

グリーンウッド法では、「一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたもの及びこれらを材料とするもの」（以下、「リサイクル材」という）は木材の定義から除かれています。なお、パーティクルボード、繊維板、リサイクル材、化粧紙、メラミン化粧板の樹脂含浸紙、ペーパーハニカムは木材等に該当しません。

２．家具・紙等の対象物品について

（１）家具・紙等の対象物品

施行規則第２条各号に規定している、対象物品は以下のとおりです。

① 家具（第１号）

椅子、机、棚、収納用じゅう器、ローパーティション、コートハンガー、傘立て、掲示板、黒板、ホワイトボード、ベッドフレームのうち、主たる部材に木材を使用したもの

② 木材パルプ、紙（第２号、第３号）

木材パルプ

コピー用紙、フォーム用紙、インクジェットカラープリンター用塗工紙、塗工されていない印刷用紙、塗工されている印刷用紙、ティッシュペーパー及びトイレットペーパーのうち、木材パルプを使用したもの

③ 建材（第４号、第５号、第６号）

フローリングのうち、基材に木材を使用したもの

木質系セメント板

サイディングボードのうち、木材を使用したもの

④ 建具（第７号）

戸（主たる部材に木材を使用したものに限る。）及びその枠（基材に木材を使用したものに限る。）

(2) 戸及びその枠の考え方

戸とは、居室、便所等の屋内の出入口及び収納部に用いる建具（内装ドア）又は建築物の外壁面及び屋内隔壁の出入口に用いる建具（玄関ドア※窓・サッシは除く）であり、開閉機構によって「開戸」「引戸」「吊戸」「折戸」があります。開戸は、蝶番で前後に開閉する扉を指します。引戸は、開口部の上下のレールに戸を噛ませ、水平方向にスライドさせて開閉する戸を指します。ふすま、戸ぶすま、障子も引戸に含まれます。吊戸は、引戸のうち上部のレールのみで戸を噛ませたものを指します。折戸は、開いた際に扉自身が折りたためる戸を指します。

「その枠」とは、敷居、鴨居、縦枠など戸を取り付けるための枠のうち、基材に木材を使用したものを指します。

(3) 中間材

施行規則第2条第8号に規定しており、対象物品の製造又は加工の中間工程で造られたものであって、以後の製造又は加工の工程を経ることによって当該物品となるもののうち、木材又は木材パルプを使用したもの（以下「中間材」という）もグリーンウッド法の対象となります。例えば、椅子の座面、机の天板、棚の棚板などの主たる部材についても家具の中間材として、対象となります。

紙の中間材とは、コピー用紙やインクジェットカラープリンター用塗工紙、塗工されている印刷用紙、ティッシュペーパー、トイレットペーパー等の原紙を指します。ティッシュペーパーの箱やトイレットペーパーの芯、コピー用紙の包装紙などの付帯品は中間材には含みません。

(4) 「主たる部材」についての考え方

家具、戸は様々な部材・部品で構成されており、そうした部材・部品の一部でも木材を使用していることを対象物品の要件とした場合に生じる負担に配慮するため、施行規則においては、家具・戸における対象物品を「主たる部材に木材を使用したもの」としております（施行規則第2条第1号及び第7号）。「主たる部材」とは、家具・戸を構成する部材の中で主要なものを指し、別表（P.6～7）に例示しております。なお、別表に例示する部品（ダボ、木口材、引き手、つまみなど）は部材に含まれません。

(5) 家具の定義から除かれるもの

対象物品となる家具と同様の機能を持っているものであっても、家具以外の他の機能が付加されたもの（車椅子、調理台、実験台、喫煙テーブル、キッチンユニット（ユニットの構成部品としての収納用じゅう器等を含む。以下のユニット類も同様）、洗面化粧台ユ

ユニット、浴室ユニット、トイレユニット、電子掲示ボード等)については、クリーンウッド法の家具の定義から除かれます。

(6) 建材・建具の定義から除かれるもの

以下の建材・建具等を製造、販売、施工、輸入・輸出する事業を行う場合は、木材を使用しているクリーンウッド法の対象物品の定義から除かれます。なお、パーティクルボード、繊維板、リサイクル材、化粧紙、メラミン化粧板の樹脂含浸紙、ペーパーハニカムはクリーンウッド法における木材等に該当しないため、これらを使用した建材・建具等であって、木材等を使用していないものは、対象物品には該当しません。

- ・面材系：壁材・腰壁、天井材（軒天井を含む）
- ・階段系：スライドタラップ、ロフトタラップ、階段ユニット（側板、桁、巾木、踏板、踊り場、上段框、蹴込板などの部材を含む）
- ・造作材系：巾木、回り縁、出隅、入隅、額縁、見切、窓枠、窓台、無目枠、カーテンボックス、笠木、手摺ユニット、長押、付け柱、畳寄、框、式台、カウンター（板状で壁等に固定するもの）、棚板（押入等に設置するもの）
- ・家具系：建材・家具以外の機能が付加されたもの（掘こたつユニット、床暖房、床下収納ユニット、畳コーナーユニットなど）
- ・エクステリア系：濡れ縁、ウッドタイル、デッキパネル・化粧板：化粧繊維板・化粧パーティクルボード

(7) その他

①組立を伴う家具や施工・取り付けを伴う建材・戸及びその枠について

組立を伴う家具や施工・取り付けを伴う建材・戸及びその枠は、施工や取り付けの有無に関わらず、クリーンウッド法の対象になります。

なお、当該家具・戸の部材が、別々に譲り渡される場合、この部材については中間材として対象として扱います。

②オーダー品（特注品）について

いわゆるオーダー品（購入者等の指定する仕様に基づき製造される家具等）であっても、クリーンウッド法の対象物品になります。

③パーティクルボードや繊維板の扱いについて

パーティクルボードや繊維板についてはリサイクル材が多く使用されていること等の理由から、クリーンウッド法の対象となる木材等から除かれます。よって、パーティクルボードや繊維板は合法性の確認の対象外となっています。

1. 家具の主たる部材の例

対象物品		主たる部材の例	部材から除かれる「部品」の例
施行規則規定の家具	分類		
椅子		座面、背もたれ、肘、脚、木枠	ダボ、木口材、引き手、つまみ等の部品(椅子に付属するメモ台や机に付属するパネルなどの付属品を含む)
机	机	天板、袖、脚、側板、引出し	
	テーブル		
	カウンター		
	台		
棚		支柱、棚板、パネル部材(フレーム)	ダボ、木口材、引き手、つまみ、把手、台輪・巾木、支持棧、フック等の部品(ハンガ一等の付属品を含む)
収納用じゅう器	システム収納	天板、地板、側板、背板、棚板、箱組、引出し、扉	
	玄関収納		
	クローゼット内部収納ユニット		
	ロッカー		
	小型の収納		
	ワゴン		
	キャビネット		
	戸棚		
	タンス		
ローパーティション	システム型	パネル本体	ダボ、木口材、引き手、つまみ等の部品(フック、ハンガー、黒板消し等の付属品を含む)
	自立型	パネル本体	
コートハンガー		脚(ベース)、支柱、フレーム、ハンガー部	
傘立て		傘立て本体、フレーム	
掲示板	壁掛け式	掲示板本体、基台、フレーム	
	自立型		
黒板 ホワイトボード	壁掛け式	黒板本体、白板本体、基台、フレーム	
	自立型		
ベッドフレーム		ヘッドボード、床板、フットボード、サイドレール、脚	

2. 戸の主たる部材の例

対象物品		主たる部材の例	部材から除かれる「部品」の例
施行規則規定	分類		
戸	内装ドア(出入口、収納部)	パネル本体	把手(レバーハンドル)、引手、丁番、戸車、吊車、ラッチ、施錠装置、明かり窓、レバーストッパー、ドアクローザ、ドアストッパー、消音パッキン、指はさみ防止材、ドアアイ、新聞受、上げ落とし類、ドアガード・用心鎖類等の部品(鍵などの付属品を含む)
	ふすま・戸ぶすま		
	障子		
	玄関ドア		

※一部重複する概念についても列挙して掲載している箇所があります。

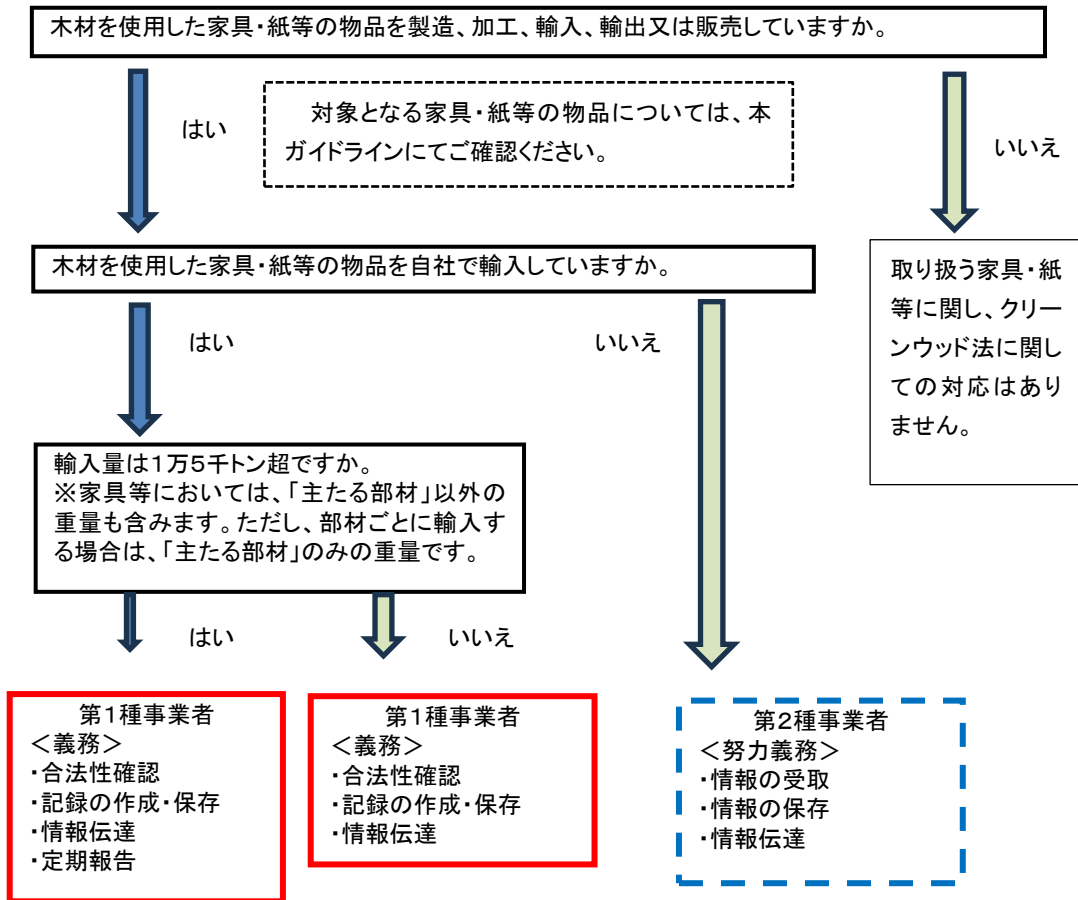
※木材等に該当しないパーティクルボード、繊維板、リサイクル材、化粧紙、メラミン化粧板の樹脂含浸紙、ペーパーハニカムは対象外です。

※また、取扱説明書、梱包材、修理用交換部品は対象外です。

※同じ部材や部品を示す場合であっても呼び方が異なることもあります。ここに例示したものはそうした差異について調整を行ったものではなく、よって、例示の中には重複するものも含まれ、また、例示していなくても部材や部品に該当する場合があります。

木材を使用した家具、紙等の物品を取り扱う事業者におけるクリーンウッド法の義務等について

(主に家具、紙等を輸入する場合を想定)



第1種事業者の義務内容について

- ①原材料情報(樹種、伐採地域、証明書)を収集・整理し、合法性確認を実施します。
※なお、家具及び戸について合法性の確認を行うのは「主たる部材」の原材料に限ります。
- ②収集した原材料情報、合法性確認の結果、確認の理由について記録を作成し、原則5年間保存します。
- ③原材料情報の記録に関する情報、合法性確認木材等であるか否かの情報を、書面や電磁的方法等で、製品を譲り渡す際に情報伝達します。

第2種事業者においては、努力義務となっていますが、受け取った情報のうち、合法性確認木材等であるか否かの情報を保存、伝達します。

第1種事業者、第2種事業者には、以下の努力義務があるほか、登録制度があり登録を受けることができます。

- ①体制の整備
- ②合法性確認木材等の数量を増加させるための措置
- ③違法伐採に係る木材等を利用しないようにするための措置 等